

○国立大学法人埼玉大学教育機構英語教育開発センター 規程

〔平成24年6月21日〕
規則第15号

改正 令和5.6.22 5規則14

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構英語教育開発センター（以下「英語教育開発センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 英語教育開発センターは、本学における英語教育の質の向上を図るため、英語教育に関する企画・立案を行い、実施することを目的とする。

(業務)

第3条 英語教育開発センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な英語教育の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (2) 英語教育の教材開発
- (3) 英語の自習環境の整備、維持、管理
- (4) その他英語教育開発センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 英語教育開発センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 英語教育開発センターの事務は、学務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和 5 . 6.22 5 規則14）

この規程は、令和 5 年 6 月 22 日から施行する。